

冬道を走るなら

早めの

冬用タイヤ
装着が大切です!



イメージ

積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は

法令違反

反則金
普通車 6千円

となります。

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)

違反行為は、反則金の適用となります。(大型車:7千円、普通車:6千円、二輪車:6千円、原付車:5千円)

※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

冬用タイヤ装着時及び運転時の注意点

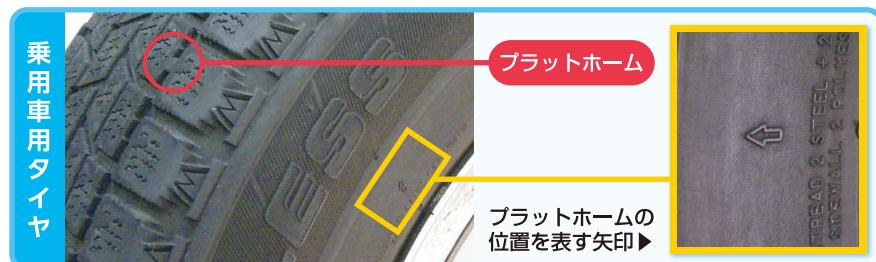
■ 冬用タイヤを装着する場合は、全車輪に装着してください。

■ タイヤは、夏用タイヤと冬用タイヤで運動特性が異なります。従って、夏用タイヤから冬用タイヤに交換した場合、その運動特性に慣れるまで慎重な運転が必要です。また、新品冬用タイヤの場合は、右表の目安で必ずならし走行をしてください。

■ 冬用タイヤの積雪または凍結路走行時における溝の深さ使用限度は、新品時の50%（プラットホーム露出）までです。

走行速度	走行距離
80km/h以下	100km以上

(乗用車用タイヤの場合)



■ 空気圧は、自動車メーカーの指定空気圧に調整してください。

■ 冬用タイヤは積雪路及び凍結路面性能を重視しています。特に、乾燥路及び湿潤路で使用する場合は、実際の交通（速度）規制に従い、走行速度に注意し、急発進、急制動、急旋回を避け、安全運転に心がけてください。

■ 冬季が過ぎたら積雪路及び凍結路走行に適した冬用タイヤを一般路（乾燥路・湿潤路）走行に適した夏用タイヤに交換することをお奨めします。もし、夏季も引き続き冬用タイヤを使用される場合は、実際の交通（速度）規制に従い、走行速度に注意し、急発進、急制動、急旋回を避け、安全運転に心がけてください。



積雪・凍結路の注意ポイント！



交差点

タイヤでアイスバーンが磨かれて、ツルツルになっていることが多い危険な場所。また、雪の壁で交差点自体が見えないこともあるので注意しましょう。



坂道

下り坂は止まりにくいので、事前に充分な減速を。上り坂では、発進時のアクセル操作を慎重にしましょう。



カーブ

遠心力で車は外へ外へと流れやすくなります。対向車にも気をつけましょう。



橋の上

吹きっさらしの路面は、凍結している可能性が大。橋=アイスバーンと心得て、通過は慎重にしましょう。



トンネルの出入口

眼の明暗順応で先の状況が見えにくいため、路面状況の変化を予測したドライビングが必要です。



日影

氷がいつまでも溶けずに残っている可能性が高い。細心の注意を払って、ゆっくり走りましょう。



積雪・凍結路面における防滑措置

■ 都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。（沖縄県を除く）違反行為は、反則金の適用となります。（大型車：7千円、普通車：6千円、二輪車：6千円、原付車5千円）